

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。  
平成26年5月27日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範  
秋田県監査委員 中 田 潤  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄  
財 一 42  
平成26年4月30日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範  
秋田県監査委員 中 田 潤 様  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県知事 佐 竹 敬 久

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年3月28日付け監委－792で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

平成25年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	貸付金名称	改善・検討を要する事項	措置状況
健康福祉部子育て支援課	母子寡婦福祉資金貸付金	各地域振興局福祉環境部での取扱いが統一されておらず、指導を充実させる必要がある。	平成26年度中に当該資金の「貸付の手引き」を見直すとともに、関係職員に対する研修等を行い、事務処理の統一化に努めます。
		未収金の回収については、各地域振興局福祉環境部の具体的な交渉内容と結果を検証し、効果的な指導に結び付けていくことが必要である。	未収金については、当該資金「貸付の手引き」に基づき、電話、文書、訪問により催告を行い、延滞者はもとより、滞納期間が長期にわたる者については、連帯保証人に催告するなど、早期に滞納を解消するよう努めてまいりましたが、さらに個々の状況の分析を行い、未収金回収のため、より一層の努力をしてまいります。
山本地域振興局福祉環境部（山本福祉事務所）	母子寡婦福祉資金貸付金	不在及び電話に出ない等により本人に連絡が取れないケースがあり、催告の時間帯及び方法を検討する必要がある。	貸付相談を担当している各市町との連携を強化し、延滞者の就業等の生活状況の情報の共有化を行い、県担当職員、母子自立支援員及び償還指導員による効果的な催告方法を検討してまいります。今後とも適正な債権管理に努めてまいります。
秋田地域振興局福祉環境部（中央福祉事務所）	母子寡婦福祉資金貸付金	催告していない延滞者の現況を確認の上、交渉を進める必要がある。	電話、文書、訪問等による催告を行い、未収金の早期回収に努めます。
平鹿地域振興局福祉環境部（南福祉事務所）	母子寡婦福祉資金貸付金	不在及び電話に出ない等により本人に連絡が取れないケースがあり、催告の時間帯及び方法を検討する必要がある。	貸付相談を担当している各市町村との連携を強化し、延滞者の就業等の生活状況の情報の共有化を行い、県担当職員、母子自立支援員及び償還指導員による効果的な催告方法を検討してまいります。今後とも適

			正な債権管理に努めてまいります。
農林水産部農業経済課	林業・木材産業改善資金貸付金	催告していない延滞者の現況を確認の上、交渉を進める必要がある。	催告の進捗状況を把握するとともに地域振興局農林部との連携を強化し、平成26年度末までにすべての債務者の現況を把握できるよう、早期の対応に努めてまいります。
		連帯保証人に交渉している案件が少ないため、今後、現況を確認の上、連帯保証人への催告を進める必要がある。	主債務者の現況調査を踏まえ、主債務者に資力がない場合は、連帯保証人に対しても催告書を送付し、面談を行うよう、地域振興局農林部との連携を強化し、早期の対応に努めてまいります。
		貸付の適否を協議する運営協議会の構成員に経営分析できる者を含める等の検討が必要である。	地域振興局が行う運営協議会での審査状況を踏まえた上で、林業普及指導員による経営分析の強化など、運営協議会における貸付審査体制の充実を図ってまいります。
		地域振興局農林部との役割を見直すなどにより、効率的な債権回収に努める必要がある。	平成25年度の債権管理検討委員会に提出した「重点対応債権に係る回収・整理計画」に定めた地域振興局農林部との役割分担を徹底するとともに、密に連絡調整を図ることにより、効率的な債権回収に努めてまいります。
農林水産部畜産振興課	畜産経営自立化促進資金貸付金	債権管理簿に交渉履歴が記載されていないことから、不備のないよう整理し、適切な債権管理に努める必要がある。	債権管理簿に平成23年度以降の交渉記録が記載されていなかったため、過年度の簿冊から24及び25年度の交渉履歴を整理し、納入通知書の送付、自宅訪問、電話連絡の記録を記載しました。 今後は、適宜、債権管理簿に交渉履歴を記載し、適切な債権管理に努めてまいります。
産業労働部産業政策課	中小企業高度化資金貸付金	秋田県財務規則に定める納期限後20日以内に督促状を送付していないものがあるので、今後は期限内に督促状を送付すること。	監査以降は、財務規則を遵守し、納期限後20日以内に督促状を送付しております。